

参考資料8-②

献血者健康被害救済制度 (民間保険)関係資料

- 献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン
- 安全で安心な献血の在り方に関する懇談会報告書

薬食発第 0920001 号
平成 18 年 9 月 20 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血に係る健康被害の補償のための措置について

今般、「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令」(平成十八年厚生労働省令第百六十二号)が公布され、本年十月一日から施行されることとなった。

厚生労働省では、平成十六年九月より安全で安心な献血の在り方に関する懇談会を設置し、献血者の健康被害の救済の在り方等について検討を重ねてきたが、今回の省令の制定は、その検討結果を受けて、採血事業者が、採血に係る献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じること等を法令上明確に位置づけるために行うものである。献血者等の健康被害の補償は、献血者等が安心して献血できる環境を整備する意味で重要であり、採血事業者においては、この趣旨を踏まえて速やかに体制の整備を行うことが期待される。

については、献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置について、今般、厚生労働省において、別添のとおり「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」を策定したので、貴職におかれでは、貴管下各血液センターに対し本ガイドラインの周知を図るとともに、これに基づく補償措置の実施に遺漏なきよう特段の御尽力を賜りたい。

また、本ガイドラインに基づく措置の実施状況については、必要に応じて報告を求めることがあるので、御了知ありたい。

なお、別添写しのとおり、各都道府県知事あて通知した旨、申し添える。

献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン

第一 趣旨及び目的

採血による献血者等の健康被害は、軽微なものも含めると総献血件数の約1%（5～6万件／年）に発生しており、中には神経損傷や意識喪失に起因する広範な外傷など長期の医療を要する例や重篤な障害を負う例もある。

こうした献血者等の健康被害に伴って生じた医療費等の費用については、従来、採血事業者が民間保険等を利用して支払ってきたが、その運用については、より透明性、公平性を高めるべきであるとの指摘もなされていたところである。

万が一採血によって健康被害を生じた場合、公平性、透明性及び迅速性に配慮した補償の体制が整備されていることは、献血者等が安心して献血に参加できる環境を整える観点から非常に重要である。

このため、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置についての標準的事項を示すものとして、今般、本ガイドラインを定めるものである。

第二 一般的留意事項

採血事業者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第6条において、献血者等の保護に努めなければならないこととされており、献血者等の健康被害に関しては、被害の発生の予防、再発防止に努めるとともに、実際に発生した被害の対応に当たって中心的な役割を果たすことが期待されている。

献血者等の健康被害の補償を行うに当たっては、採血事業者は、献血者等が善意に基づき無償で一定のリスクを有する行為を行っていることに留意し、誠意をもって対応することが重要である。また、迅速性はもとより、公平性及び透明性を確保することが献血者等の信頼を得る観点から重要であり、補償のための体制整備はこうした点を踏まえて行われることが必要である。

第三 補償措置について

採血事業者は、採血によって健康が害された献血者等の補償のため、下記の内容を基本とした補償の体制の整備を行うこととする。その際、健康被害の補償に要する資金を安定的に調達することができるよう、保険の加入等の措置を講じることが望ましい。

1 納付の項目及び対象者について

採血による健康被害の補償は、次表の上欄に掲げる納付の項目について、それぞれ次表の下欄に掲げる者になされることを基本とする。

項目	対象者
医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
葬祭料	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

2 納付の額等について

健康被害に対する納付の額等は次のとおりとすることを基本とする。

(1) 医療費

採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。ただし、当該献血者等が、各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則とする。

(2) 医療手当

採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日を単位として支給するものとし、その額は、一日につき 4,480 円、月ごとの上限を 35,800 円とする。

(3) 障害給付

採血によって生じた健康被害が治癒した場合において、別表に定める程度の身体障害が存する時に、その障害の等級に応じ、(6)に規定する給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を給付するもの。

(4) 死亡給付

採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族に対して

(6)に規定する給付基礎額の千倍に相当する金額を給付するもの。

遺族の範囲は次に掲げるとおりとし、給付を受ける順位は当該各号に掲げる順位による。

一 配偶者

二 子、父母、孫及び祖父母であって、当該死亡者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、当該死亡者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

(5) 葬祭料

葬祭を行うことに伴う出費に着目して、採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、199,000円とする。「葬祭を行う者」は、実際に葬祭を行う者を指し、必ずしも遺族に限定されない。

(6) 障害給付及び死亡給付の給付基礎額

(3)及び(4)に掲げる給付基礎額は、8,800円とする。

(7) 医療費及び医療手当の給付に係る留意事項

医療費、医療手当の給付を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができる。

3 給付決定手続について

採血によって生じた健康被害に対する給付は、これら被害の大半が軽度のものであることを踏まえ、採血事業者が、一定の基準の下に、迅速に対応することを基本とする。このため、原則として、別添1及び2に示す基準及び診断書を活用して採血事業者が迅速に給付を行うことが望ましいが、因果関係、給付の額等の決定について判断が困難な事例については、第三者の意見を聴くことにより、公平性、透明性の確保を図ることが適当である。採血事業者においては、例えば検討会を置くなどにより、自ら公平性、透明性の向上に取り組むことが望ましい。

また、採血事業者は、上記判断困難事例について、第三者の意見を聴くなどをした上で、給付の決定に先立ち、厚生労働省医薬食品局に対し協議することができる。採血事業者から申出があった場合は、同局は医学の専門家等の意見を踏まえて、対象事案について意見を述べることとする。

採血事業者は、支給不支給の決定の際は、献血者等に対し、決定の根拠を適切に説明するとともに、決定の結果に不服がある場合は厚生労働省医薬食品局に対して申し出ることができる旨を併せて説明する。

4 不服への対応について

採血事業者は、献血者等から支給不支給の決定について不服の申出があった場合は、誠実に献血者等の訴えに対応するものとする。

5 損害賠償との調整

採血事業者は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けた時は、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

採血事業者は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

第四 業務の実施体制の整備

1 手順書の作成

採血事業者は、献血者等に健康被害が発生した場合の初期対応及び本ガイドラインに基づく補償措置等について、その内容及び手続に関する手順書を作成し、採血所に備え付けるとともに、献血者等から求めがあった場合は、その内容について、適切に情報提供を行う。また、採血事業者において手順書を作成する際は厚生労働省医薬食品局に対し、協議することとする。

2 記録の保管

採血事業者は、初期対応及び補償措置等に関する記録をその完結の日から五年間、保存することとする。記録の保存を電子的に行う場合には、記録を改ざんできない状態で、かつ、常に書面での記録の確認ができる状態であることが確保されている必要がある。また、補償措置の公平性及び透明性の向上に資するため、必要に応じて過去の類似例を参照することができるよう、検索の容易性の確保を図る。

3 相談・苦情受付体制の整備

採血事業者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に定める採血事業者の責務を踏まえ、献血者等に誠実に対応することとする。このため、補償業務を統括する部門を設置するなどして、相談・苦情受付体制の整備に努めることとする。

4 秘密保持

採血事業者は、補償の実施に当たって知り得た個人の秘密の管理を徹底すること。

別表

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢が用をなさなくなつたもの 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢が用をなさなくなつたもの
二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手のすべての指を失ったもの
四級	九二〇	一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が全く失われたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの 七 両足をリストラン関節以上で失ったもの
五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

		<p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 両足のすべての指を失つたもの</p>
六級	六七〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失つたもの</p>
七級	五六〇	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 おや指をあわせ片手の三本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の四本の指を失つたもの</p> <p>七 片手のすべての指が用をなさなくなつたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片足をリストラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 女子の外貌が著しく醜くなつたもの</p>

		一三 両側の睾丸を失つたもの
八級	四五〇	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの</p> <p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 片足のすべての指を失つたもの</p>
九級	三五〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度に減じたもの</p> <p>九 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一二 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失つたもの</p> <p>一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</p>

		<p>一五 片足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
一〇級	二七〇	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度である程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
一一級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
一二級	一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p>

		<p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に変形を残すもの</p> <p>九 片手のこ指を失つたもの</p> <p>一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一一 片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失つたもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの</p> <p>一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 男子の外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一五 女子の外貌が醜くなつたもの</p>
一三級	九〇	<p>一 一眼の視力が○・六以下に減じたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 片手のこ指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの</p> <p>一一 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの</p>
一四級	五〇	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外貌が醜くなつたもの</p>

「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書【概要】

はじめに

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会は、献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済の在り方等について議論を重ねてきたところであるが、今般、懇談会のメンバー間で合意に至った内容を報告書として取りまとめた。

1 献血者の健康被害及びその対応の現状並びに課題

平成16年度は約541万件の献血が行われ、何らかの健康被害が生じたものが56,571件となっている。そのうち、医療費等を要する程度であったものが802件であるが、多くは軽度の症状に止まっている。

献血者の健康被害の発生に伴い要した費用（医療費、交通費等）については、採血事業者（日本赤十字社）が賠償責任保険の保険金や自社の内規に基づく見舞金を充当してきたが、見舞金の運用は血液センターごとの判断に委ねられる部分があり、その公平性及び透明性の向上を図る必要がある。

2 新たな救済制度の考え方

(1) 献血者の健康被害救済制度の方向性

新たな救済制度は、公平性、透明性及び迅速性のバランスに配慮したものとすることが必要である。

(2) 国の関与

軽症な事例については国の定める基準の下に事業者が適切に対応し、長期や重症の事例は救済措置の透明性・公平性を確保するため、必要に応じて国が意見を述べるなどの形が考えられる。

3 献血者の健康被害の救済に関する関係者の責務

(1) 採血事業者

採血事業者は社会的責任を負っており、新たな救済制度は、採血事業者を中心として構築すべきである。

(2) 国

国は、新たな救済制度が適切かつ円滑に運営されるよう、採血事業者が準拠する基準の作成、救済措置の実施状況の確認等の役割を果たす必要がある。

4 救済の対象者

献血者の健康被害の救済制度の対象となる者は、採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者とすべきである。

5 救済給付の仕組み

(軽症者)

- 救済の迅速性を最大限重視する観点から、採血事業者が、厚生労働大臣が策定する指針に従い定めることとされる基準により、医療費・交通費等を支給することとすることが適當である。

(長期・重症者)

- 採血事業者が医療費・交通費等のほか、別途、一定の給付を行うこととする必要である。
- 救済の公平性及び透明性をより重視し、献血者の請求に基づいて、判定を経た上で給付を行うことが適當である。ただし、判定については、採血行為と生じた健康被害との因果関係や後遺症の程度の判断において医学的判断を必要とするものなど判断が困難な事案に限定することが適當である。

6 判定の在り方

- 特に問題となる長期・重症者に係る因果関係、後遺障害の程度の判定については、医薬品等の副作用給付制度と同様に、厚生労働大臣が判定することとすべきである。

7 救済給付の内容

- 採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合の救済は、一定額を限度とした給付とすることが適當である。また、長期・重症者については、医薬品等の副作用救済制度の考え方を基本に対応することが適當である。

8 費用負担

- 救済の給付に係る経費については、採血事業者の負担とすべきである。

9 苦情等への対応

- 救済措置に関して不服がある者は、厚生労働大臣に対し、解決のため必要な対応を求めることができるようにすることが適當と考える。

おわりに

- 必ずしも法律上の制度とはせず、国の適切な関与の下で、新たな制度を設けることにより、献血者の健康被害の救済を行うこととすることが適當である。
- 実施は遅くとも平成18年度中を目途とし、今後、可及的速やかに準備を行うべきである。

報 告 書

平成 17 年 12 月 6 日

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会

委員名簿

1. 宇都木 伸 (うつぎ しん)
東海大学法科大学院実務法学研究科教授
2. 大平 勝美 (おおひら かつみ)
はばたき福祉事業団理事長
3. 加藤 恒生 (かとう つねお)
日本赤十字社血液事業本部経営会議委員
4. 神谷 忠 (かみや ただし)
愛知県赤十字血液センター所長
5. 佐藤 雄一郎 (さとう ゆういちろう)
横浜市立大学医学部助手 (生命病態法科学)
6. 清水 勝 (しみず まさる)
杏林大学医学部客員教授 (臨床検査医学)
7. 高野 正義 (たかの まさよし)
(財) 血液製剤調査機構 専務理事
8. 竹井 直樹 (たけい なおき)
(社) 日本損害保険協会 業務企画部長
9. 中村 雅美 (なかむら まさみ)
日本経済新聞社編集委員
10. 半田 誠 (はんだ まこと)
慶應義塾大学医学部助教授 輸血・細胞療法部長
11. 三星 勲 (みつぼし いさお)
献血推進全国協議会会長
12. 宮本 誠二 (みやもと せいじ)
(社) 日本血液製剤協会血液事業検討会委員長
13. 山川 一陽 (やまかわ かずひろ)
日本大学法学部教授
14. 吉田 元治 (よしだ もとはる)
日本赤十字社血液事業本部副本部長

(50音順、敬称略)

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会報告書

はじめに

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）は、献血後の健康被害の救済の在り方等について検討を行うため、平成16年9月から7回にわたって開催され、関係者からのヒアリングも行いつつ、精力的に議論を重ねてきた。

献血者の健康被害に関して検討すべき論点は多岐にわたるが、懇談会としては、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則において、「政府は、（中略）採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、主に、新たな救済制度の基本となる考え方や制度の大枠について議論を行ってきたところである。

今般、これまでの議論及び検討結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 献血者の健康被害及びその対応の現状並びに課題

（1）現状

平成16年度において、約541万件の献血が行われているが、何らかの健康被害が生じたものが56,571件となっている。そのうち、その症状が医療費等を要する程度であったものが802件となっているが、その多くは軽い気分不良やめまいなど軽度の症状に止まっている。

症例別に詳しくみれば、献血者の健康被害として最も多数を占めているのはVVR（血管迷走神経反応。以下単に「VVR」という。）で被害件数全体の約70%に当たるが、医療費等を要した802件に限れば、神経損傷が約29%、VVRあるいはそれに伴う転倒が約27%、皮下出血が約17%となっている。